

第77期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時

場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階
「オパール17」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限は
2024年6月26日(水曜日)午後5時30分までです。

Q'd 株式会社 東京エネシス

証券コード：1945

Q'd

Quality Oriented

Q'd(キュード)は、
「どこまでもQuality Oriented」でありたい
という考えを表したものです。
Q'dとは、お客さまのために、社会のために
より良い提案をしていきたいと
誓い合う言葉でもあります。



(証券コード 1945)
2024年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号
株式会社 東京エネシス
代表取締役社長 眞島俊昭

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.qtes.co.jp/ir/>



東京証券取引所
ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトでは、銘柄検索で当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

株主総会資料
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/1945/teiji/>



なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

次頁以降の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

次頁以降の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項
 1. 第77期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.qtes.co.jp/ir/>）においてお知らせいたします。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXX年XX月XX日

投票日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 票

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
見本
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
秘密パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

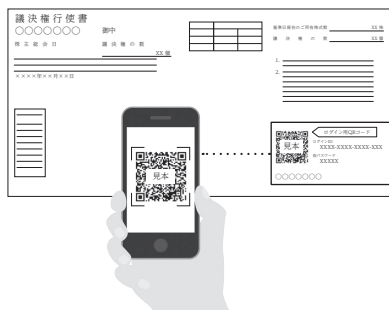
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

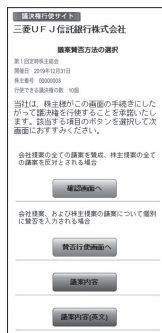
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

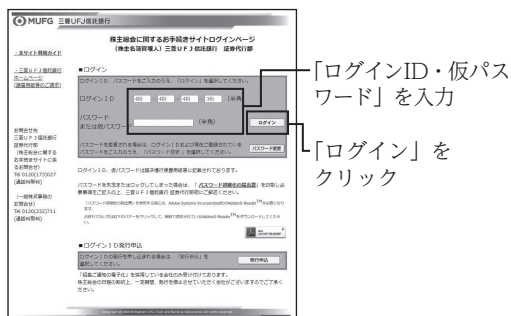
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な視点に立ち、安定した配当の継続を基本に、業績、内部留保の状況及び今後の事業展開への備え等を総合勘案したうえで、利益成長に応じた累進的配当の実施を目指すとしております。

当期の期末配当金につきましては、上記方針及び株主さまへの利益還元を重視する観点から1株につき25円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は、1株につき45円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額837,073,625円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容につきましては、過半数を独立社外取締役で構成する任意の人事・報酬等諮問委員会で審議の上、取締役会の決議により決定しています。

また、本議案の内容につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	属性	現在の当社における地位及び担当
1	まじまとしあき 眞島俊昭	男性	<input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長社長執行役員
2	ほりかわそういちろう 堀川総一郎	男性	<input type="checkbox"/> 再任	取締役常務執行役員 電力本部長兼エネルギー・産業本部長
3	たなかひとし 田中等	男性	<input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役
4	にしやましげる 西山茂	男性	<input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役
5	はせがわそのえ 長谷川園恵	女性	<input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役
6	いとうなおや 伊藤直哉	男性	<input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	再任 まじまとしあき 眞島俊昭 (1963年10月20日生)	1988年4月 東京電力(株)入社 2011年7月 同社千葉支店成田支社長 2014年7月 同社本店技術統括部(技術イノベーション担当) 2016年7月 同社経営企画ユニットグループ事業管理室(技術・業務革新推進担当) 2017年6月 東京電力フュエル&パワー(株)常務取締役 2019年4月 東京電力ホールディングス(株)参与 2019年6月 当社取締役副社長執行役員新事業開発担当 2020年10月 当社取締役副社長執行役員経営企画本部長 2021年6月 当社代表取締役副社長執行役員経営企画本部長 2022年6月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任)	19,300株
(取締役候補者とした理由) 眞島俊昭氏は、当社の主要な取引先である電力会社の要職を歴任し、エネルギー事業に精通しております。2019年6月に当社取締役副社長執行役員に就任した後は、新事業開発と経営企画を掌管する立場を通じて執行責任を果たしてまいりました。2022年6月に代表取締役社長に就任以降も、当社グループの将来のありたい姿や中期経営計画の策定、経営マネジメントに対して強いリーダーシップを発揮しており、当社グループの更なる成長・発展を牽引するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	再任 ほりかわそういちろう 堀川総一郎 (1963年12月16日生)	1989年1月 当社入社 2017年2月 当社執行役員エネルギー・産業本部再生可能エネルギープロジェクト部長兼国際部長 2018年6月 当社上席執行役員エネルギー・産業本部副本部長(建設担当)兼第一プロジェクト部長兼国際部長兼営業本部副本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員エネルギー・産業本部副本部長(建設担当)兼国際部長兼営業本部副本部長 2020年4月 Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.取締役社長 2020年10月 当社取締役常務執行役員電力本部長代理兼電力営業部長兼海外事業部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員電力本部長代理兼電力営業部長 2022年6月 当社取締役常務執行役員エネルギー・産業本部長 2023年6月 当社取締役常務執行役員電力本部長兼エネルギー・産業本部長(現任)	15,200株
(取締役候補者とした理由) 堀川総一郎氏は、電力設備全般について豊富な経験及び知見を有しており、電気事業分野、一般産業分野、並びに海外事業分野を統括する立場を通じて執行責任を果たしてまいりました。これらの実績から取締役として、当社グループの更なる成長・発展を図っていくための職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">た なか ひとし 田 中 等 (1950年7月28日生)</p>	<p>1976年4月 弁護士登録 1976年4月 成富総合法律事務所（現丸の内南法律事務所） 入所 2003年10月 同所代表（現任） 2014年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士（丸の内南法律事務所） ㈱SUMCO社外取締役（監査等委員）</p>	3,900株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>田中等氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識を有するとともに、他社での社外取締役として経験が豊富であることから、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。</p>			
4	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">にし やま しげる 西 山 茂 (1961年10月27日生)</p>	<p>1984年4月 監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1987年3月 公認会計士（日本）登録 2002年4月 早稲田大学大学院（ビジネススクール）助教授 2006年4月 早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授 (現任) 2021年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授 ㈱マクロミル社外取締役（監査委員、報酬委員） 丸紅㈱社外監査役 日本ハム㈱社外監査役</p>	3,100株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>西山茂氏は、大学院（ビジネススクール）教授及び公認会計士としての高度な専門知識を有するとともに、他社での社外取締役としての経験が豊富であることから、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式数
5	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">は せ が わ そ の え 長 谷 川 園 恵 (1967年7月11日生)</p>	<p>1995年10月 篠原会計事務所入所 1996年10月 (株)三和総合研究所(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))入社 1997年10月 中央監査法人入所 2000年7月 公認会計士(日本)登録 2005年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2009年11月 はせがわ公認会計士・税理士事務所代表(現任) 2010年9月 税理士登録 2022年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士(はせがわ公認会計士・税理士事務所) ユニプレス(株)社外取締役(監査等委員) (株)カイテクノロジー社外取締役(監査等委員)</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>長谷川園恵氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての高度な専門知識を有していることから、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">いとう なおや 伊藤直哉 (1961年10月15日生)</p>	<p>1984年 4月 東京海上火災保険(株) (現東京海上日動火災保険(株)) 入社</p> <p>2008年 7月 同社人事企画部部長兼人事・採用グループリーダー兼出向 (東京海上ホールディングス(株)) 参与</p> <p>2013年 7月 同社理事公務第二部長</p> <p>2014年 4月 同社執行役員</p> <p>2016年 4月 同社常務執行役員</p> <p>2020年 4月 同社専務取締役</p> <p>2022年 4月 同社専務執行役員</p> <p>2023年 4月 東京海上ビジネスサポート(株)取締役社長 (現任)</p> <p>2023年 6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東京海上ビジネスサポート(株)取締役社長</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>伊藤直哉氏は、損害保険会社の役員として豊富な経験及び知見を有しており、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から、業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

- (注) 1. 社外取締役候補者 伊藤直哉氏は、2023年3月まで当社の取引先である東京海上日動火災保険株式会社の業務執行者でありました。なお、2024年3月期の同社との取引額は、連結売上高の1%未満であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 田中等、西山茂、長谷川園恵及び伊藤直哉の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田中等、西山茂、長谷川園恵及び伊藤直哉の4氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。4氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は田中等、西山茂、長谷川園恵及び伊藤直哉の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。本議案において、4氏の選任が承認された場合は、4氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者である役員等が業務執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされることによって被保険者が被る損害を補填することとしております(法令違反行為であることを認識して行った行為等に起因した損害の補填を除く。)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

第2号議案が承認されたのちの役員構成

氏名	役職	スキル					
		企業経営	財務・会計	工事技術 安全品質	営業 マーケティング	リスク マネジメント 法務	サステナ ビリティ
眞島 俊昭	代表取締役社長 社長執行役員	○		○	○	○	○
堀川 総一郎	取締役 副社長執行役員	○		○	○		○
田中 等	社外取締役					○	○
西山 茂	社外取締役		○				○
長谷川 園恵	社外取締役		○				○
伊藤 直哉	社外取締役	○			○	○	○
稲垣 宜昭	社外取締役 常勤監査等委員		○			○	
佐藤 誠	取締役 常勤監査等委員					○	
二宮 照興	社外取締役 監査等委員					○	○
森 秀文	社外取締役 監査等委員		○				○

以上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

わが国経済は、堅調な企業収益等を背景に、設備投資の増加や雇用・所得環境の改善がみられる等、全体として回復傾向にある一方で、為替相場の円安基調や物価上昇が続き、依然として先行き不透明な状況でありました。

このような状況の中、当社グループは、中期経営計画（2021年度～2023年度）の最終年度である2023年度において、最重点課題として掲げている「基盤事業の強靱化と新事業領域の更なる拡大による企業価値の向上」を果たすため、様々な事業領域において鋭意活動してまいりました。

具体的には、火力・原子力・水力発電所の建設・点検・保守、福島第一原子力発電所の廃止措置関連業務、原子力発電所の安全対策工事、変電所及び大型公共施設の設備新設・更新等の工事といった基盤事業に加えて、カーボンニュートラル社会実現に向けた太陽光発電所及びバイオマス発電所の建設工事、バイオマス発電事業やバイオマス燃料販売事業にも戦略的に進出してまいりました。

また、エネルギービジネスにおけるバリューチェーン全体を手掛ける総合エンジニアリング企業として、お客さま・地域の脱炭素ニーズにワンストップで応えるソリューション提案や、脱炭素先行地域関連案件、地域レジリエンス案件への営業活動を全国各地で精力的に展開し、中・長期的な受注・売上の拡大と利益の創出に取り組んでまいりました。

当社グループの受注高は、太陽光発電所の建設工事、バイオマス発電所のL T S A（長期保守契約）、大型公共施設の電気設備工事、変電所新設工事、バイオマス燃料販売等の受注があったものの、バイオマス発電所の建設工事や火力発電所の保守工事が減少したこと等により、641億68百万円（前期比11.7%減）となりました。

一方、売上高は、福島第一原子力発電所の廃止措置関連業務、バイオマス発電所の建設工事や水力発電所のリニューアル工事の進捗に加えて、2022年10月に営業運転を開始した当社グループ自前のバイオマス発電所の売電収入も貢献し、884億67百万円（前期比11.9%増）となりました。

次期繰越高は、976億77百万円（前期比19.9%減）となりました。

利益面につきましては、人手不足に伴う外注費の上昇等があったものの、売上高の増加により、営業利益は39億59百万円（前期比14.5%増）となりました。経常利益は、為替変動リスクの低減を目的とした為替予約に係るデリバティブ評価益の計上等により、52億12百万円（前期比88.1%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、29億60百万円（前期比39.6%増）となりました。

企業集団の受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分	前期繰越高	受 注 高	売 上 高	次期繰越高
設 備 工 事 業	121,468	58,545	83,049	96,965
そ の 他 の 事 業	507	5,622	5,418	712
差 異 調 整 額	—	0	0	—
合 計	121,976	64,168	88,467	97,677

(注) 区分に対応した部門等の名称は次のとおりであります。

設 備 工 事 業：グリーンエネルギー事業部門、エネルギー・産業部門、電力部門、原子力部門、溶接・
検査センター、海外事業部

その他の事業：発電事業、不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業、製造・販売事業、卸売業

(2) 設備投資及び資金調達の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は10億24百万円であります。このうち主なものは、カーボンニュートラルの実現に向けた実証試験設備の構築及び魅力ある職場作りのための環境整備であります。

② 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、期待成長率の高まりを背景に設備投資の増加基調は続くものの、不安定な国際情勢や為替変動の影響、金利の上昇傾向等から、エネルギーインフラ事業に携わる当社グループにとっては厳しい経営環境が継続するものと予想されます。

一方で、脱炭素社会の実現と経済成長の両立に向け、「GX推進法」「GX脱炭素電源法」が成立し、省エネの推進、再エネの主力電源化、原子力の活用等の具体的な道筋が示されたことは、当社グループにとってビジネス領域を拡大する好機であると考えております。また、電力需給ひっ迫対応と脱炭素電源の拡大を目的とした長期脱炭素電源オークションの具体的な応札手続きが進み、アンモニア・水素の導入を可能とする既設火力発電所の改造工事やLNG火力・バイオマス・太陽光・洋上風力発電所の新設工事等、脱炭素電源への設備投資が見込まれております。

このような情勢を踏まえ、当社グループは、新たに2030年度のありたい姿として「一人ひとりの技術力でカーボンニュートラルをリードするクオリティファースト企業」を掲げるとともに、2024年度中期経営計画（2024～2026年度）を策定しました。このありたい姿を実現するための最も重要な要素である人的資本の強化を主眼に「『人』を真ん中にした強くてしなやかなQ'dづくり」を基本方針として、最終年度（2026年度）到達目標達成に向けて、重点課題の「人材への投資による人的資本の強化」、「お客さまに選ばれるための「Q'd」の磨きこみ」、「当社に関わるすべての人・組織とのつながり強化」に取り組んでまいります。

火力発電分野につきましては脱炭素の流れから縮小傾向にありましたが、先述の通り長期脱炭素電源オークションの導入により既設火力発電所の改造工事やLNG火力発電所の新設工事が計画されており、当社としてもこれまでに蓄積した技術力を発揮し、カーボンニュートラルに貢献してまいります。

原子力発電分野につきましては、今後の稼働状況に合わせて随時、稼働準備や稼働後の保守工事の場を拡げてまいります。また、第6次エネルギー基本計画で明記された核燃料サイクルの推進に向けて原子力燃料関連施設の稼働準備が進むことから、地域共生の観点も視野に青森支社の機能強化を図り、事業の拡大を進めてまいります。

すでに公表しております柏崎刈羽原子力発電所6、7号機固定式消火設備配管溶接部の溶接不良への対応は、再施工を概ね完了しており、今後同種工事における再発防止対策を含めた不適合発生の予防に全力で取り組んでまいります。

また、福島第一原子力発電所の廃炉・安定化作業に関しましても、引き続き水処理関連設備の工事を中心に取り組むとともに、2023年度に設置したロボット開発推進グループを中心に1号機PCV内部調査用ロボット開発の成果をもとに、原子炉建屋内部調査等、今後も困難な作業に取り組んでまいります。

グリーンエネルギー分野につきましては、国内各所のバイオマス発電所のO&M（運

転・保守)業務やL T S A (長期保守契約)業務の受託の他、新たなバイオマス燃料の調達・開発を進め、カーボンニュートラル社会の実現に貢献するとともに、発電所の安全・安定運転を通して地域に貢献してまいります。

さらに、水力発電事業につきましては、施工中の鳥取県営水力発電所再整備事業をはじめとするリニューアル工事が全国各所で続くことが見込まれており、当社創立以来積み重ねてきた技術力を活かして取り組んでまいります。

また、各地域における地産エネルギー活用の推進に向けて、バイオガス発電、系統用蓄電池、P P A (電力販売契約)、バイオマス発電へのC C U S適用(二酸化炭素回収・有効利用・貯留)等に関わる新しいビジネスの創出にも引き続き取り組んでまいります。

合同会社境港エネルギーパワーのバイオマス発電所につきましては、大きなトラブルもなく順調に運転を継続しております。引き続き、地元の皆さまのご理解とご支援をいただきながら、性能維持に向けた発電所運営を行うとともに、エネルギー環境教育の支援活動や燃焼灰の利活用等を通して、地域社会の発展に貢献してまいります。

海外事業分野につきましては、タイ王国内にあるTokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.の工場において、日本国内メーカーや東南アジアをはじめとする近隣諸国のお客さまからの様々なニーズに応じた製品を供給できる体制構築により、受注を拡大しております。今後、発電設備から一般産業分野への拡大やE P C (設計・調達・建設)への展開も視野に入れた営業活動を進めてまいります。また、エネルギー関連事業投資が旺盛なベトナム社会主義共和国にTokyo Enesys Vietnam Co.,Ltd.を2024年5月に設立しました。当社グループの技術力を活かし、両国を中心にエネルギー関連事業の海外展開を行ってまいります。

以上のような事業領域拡大を実現するため、2024年6月にエネルギー・産業本部、電力本部の再編や地域に根差した営業拠点の新設などを行い、お客さまの期待を超える価値を届け、全国のお客さまに選ばれ続ける企業を目指して活動を展開してまいります。

今後とも「暮らしのより確かな基盤をつくる」という理念のもと、エネルギービジネスにおけるバリューチェーン全体を手掛ける総合エンジニアリング力を発揮し、安全を最優先に最適な品質を提供することで社会インフラ構築事業を強固なものにしていくとともに、カーボンニュートラルに向けた事業などを通じて、サステナブルな社会の実現へ貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第 74 期 (2020年度)	第 75 期 (2021年度)	第 76 期 (2022年度)	第77期(当期) (2023年度)
受 注 高	80,162	117,055	72,708	64,168
売 上 高	59,514	72,578	79,055	88,467
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,747	1,226	2,120	2,960
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	80円50銭	35円85銭	61円91銭	86円70銭
総 資 産	89,616	102,982	108,513	107,471

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第 74 期 (2020年度)	第 75 期 (2021年度)	第 76 期 (2022年度)	第77期(当期) (2023年度)
受 注 高	80,624	115,762	70,649	60,209
売 上 高	61,315	77,509	79,692	84,756
当 期 純 利 益	2,806	1,284	2,786	2,832
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	82円23銭	37円52銭	81円36銭	82円96銭
総 資 産	87,109	100,253	105,292	103,907

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東工企業株式会社	100百万円	100.0%	不動産の賃貸及び管理並びに電線類の売買
株式会社バイコム	50百万円	100.0%	機械装置・工具・車両等の賃貸及び売買
株式会社テクノ東京	30百万円	100.0%	発電設備の工事の請負
株式会社東輝	10百万円	100.0%	損害保険代理業
Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.	490,000千タイバツ	73.9%	発電機械設備の製造及び販売
Admiration Co., Ltd.	2,000千タイバツ	48.9%	発電機械設備の売買
合同会社境港エネルギーパワー	0百万円	100.0%	バイオマス発電事業
合同会社熊本エネルギーパワー	1百万円	45.0%	バイオガス発電事業
合同会社北アルプスエネルギーパワー	0百万円	100.0%	再生可能エネルギー発電事業

(注) 1. 出資比率の計算は、間接保有を含んでおります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

3. Tokyo Enesys (Thailand) Co., Ltd.への当社の直接保有割合は49.0%、間接保有割合は24.9%であります。

③ その他

東京電力ホールディングス株式会社は当社の株式を9,064千株（出資比率25.92%）所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(6) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、電力関連設備や一般電気設備工事等の設計及び施工をはじめ、発電機械設備の製造及び販売、太陽光・バイオマス発電による電力の販売、燃料の販売、不動産の賃貸及び管理、工具備品・車両等のリース・レンタル、保険代理業等の事業活動を展開しております。

(7) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区	福 島 総 合 支 社	福 島 県 双 葉 郡
京 浜 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市	新 潟 支 社	新 潟 県 柏 崎 市
千 葉 営 業 所	千 葉 県 市 原 市	青 森 支 社	青 森 県 上 北 郡
茨 城 営 業 所	茨 城 県 水 戸 市	溶接・検査センター	千 葉 県 千 葉 市

② 子会社

会 社 名	所 在 地	会 社 名	所 在 地
東工企業株式会社	東 京 都 中 央 区	Admiration Co., Ltd.	タイ王国バンコク市
株式会社バイコム	東 京 都 江 東 区	合同会社境港エネルギーパワー	鳥 取 県 境 港 市
株式会社テクノ東京	東 京 都 江 東 区	合同会社熊本エネルギーパワー	熊 本 県 熊 本 市
株式会社東輝	東 京 都 中 央 区	合同会社北アルプスエネルギーパワー	長 野 県 北 安 曇 郡
Tokyo Enesys(Thailand) Co., Ltd.	タイ王国バンパコン市		

(8) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,563名	5名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,308名	5名減	46.8歳	19.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、受入出向者22名を含み、他社への出向者51名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先（2024年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,881百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,114百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,518百万円
株 式 会 社 鳥 取 銀 行	258百万円

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 72,589,000株

(2) 発行済株式の総数 34,973,752株

(注) 2024年2月2日開催の取締役会の決議に基づき、2024年2月20日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前事業年度末と比べて2,288,000株減少しております。

(3) 株 主 数 6,221名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東京電力ホールディングス株式会社	9,064	27.07
光 通 信 株 式 会 社	2,560	7.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,442	7.30
東京エネシス社員持株会	1,421	4.24
株式会社 U H P a r t n e r s 2	1,233	3.68
株式会社 エ ス ア イ エ ル	824	2.46
太平電業株式会社	822	2.46
東京産業株式会社	794	2.37
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	668	2.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	606	1.81

(注) 1. 当社は、自己株式1,490千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率の計算は、自己株式を控除しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	5,000株	2名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	眞 島 俊 昭	社長執行役員
取 締 役	堀 川 総 一 郎	常務執行役員 電力本部長兼エネルギー・産業本部長
取 締 役	田 中 等	弁護士 (丸の内南法律事務所) 株式会社SUMCO社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	西 山 茂	早稲田大学大学院 (ビジネススクール) 教授 株式会社マクロミル社外取締役 (監査委員、報酬委員) 丸紅株式会社社外監査役 日本ハム株式会社社外監査役
取 締 役	長 谷 川 園 恵	公認会計士・税理士 (はせがわ公認会計士・税理士事務所) ユニプレス株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社カイテクノロジー社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	伊 藤 直 哉	東京海上ビジネスサポート株式会社取締役社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	稲 垣 宣 昭	
取 締 役 (常勤監査等委員)	佐 藤 誠	
取 締 役 (監査等委員)	二 宮 照 興	弁護士 (丸市綜合法律事務所) フジ日本精糖株式会社社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	森 秀 文	税理士 (森秀文税理士事務所) 中野冷機株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 田中等氏、西山茂氏、長谷川園恵氏及び伊藤直哉氏並びに取締役 (監査等委員) 稲垣宣昭氏、二宮照興氏及び森秀文氏は、社外取締役であります。
2. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、役付執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによる損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為等に起因する損害は填補されないこととしております。
4. 取締役（監査等委員）二宮照興氏及び森秀文氏は、以下のとおり、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・二宮照興氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・森秀文氏は、税理士の資格を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、稲垣宜昭氏及び佐藤誠氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役 田中等氏、西山茂氏、長谷川園恵氏及び伊藤直哉氏並びに取締役（監査等委員）稲垣宜昭氏、二宮照興氏及び森秀文氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2023年6月26日をもって、取締役海野伸介氏は辞任いたしました。
8. 2023年6月29日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって、取締役杉町真氏及び取締役（監査等委員）椎名真司氏は退任いたしました。
9. 2023年6月29日開催の第76期定時株主総会において、新たに伊藤直哉氏が取締役に、佐藤誠氏が取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について人事・報酬等諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、人事・報酬等諮問委員会からの答申の内容を尊重し決定されていることを確認しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(a) 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等は、企業業績と企業価値の向上に対する動機づけに配慮し、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成しております。ただし、社外取締役の報酬等は、その職務の独立性の観点から基本報酬のみとしております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行者から独立して職務を全うするために基本報酬のみとし、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

- (b) 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針
取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、職責に応じて、当社の業績、他社及び従業員給与の水準等を考慮のうえ総合的に勘案して決定しております。
- (c) 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬等は、業績向上に対する意識を高めるため業績連動とし、本業の収益状況をはかる営業利益等及び売上高を指標として採用しております。そして、当該年度の営業利益等及び売上高の指標に対する達成状況と個々の取締役の経営への貢献度に応じた金額を業績連動報酬等として毎年一定時期に支給しております。
- (d) 非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は、事前交付型の譲渡制限付株式とし、株価と各取締役の役位、職責等を勘案のうえ、付与株式数、割当時期については、定時株主総会終了後の取締役会において決定いたします。譲渡制限の期間は、当社グループを退職した直後の時点までとしております。
- (e) 取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針
取締役の個人別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークした報酬水準を踏まえ、人事・報酬等諮問委員会において検討を行っております。取締役会は、人事・報酬等諮問委員会の答申で示された範囲内で決定しております。なお、基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の比率は概ね7：2：1としておりますが、今後はインセンティブを高めるため、更に業績連動報酬等の比率を高めてまいります。
- (f) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役の個人別の報酬等については、取締役会がその具体的内容について、代表取締役社長へ委任するものとし、その内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を各取締役の担当事業の業績や経営への貢献度等を評価し配分することとしております。代表取締役社長は、人事・報酬等諮問委員会に内容を諮問し答申を得て、当該答申の内容を十分に尊重し決定することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		基本報酬	業績連動報酬等		
取締役 （うち社外取締役）	1億32百万円 （38百万円）	1億4百万円 （38百万円）	22百万円 （-）	5百万円 （-）	8名 （5名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	65百万円 （43百万円）	65百万円 （43百万円）	- （-）	- （-）	5名 （3名）
合計 （うち社外役員）	1億97百万円 （82百万円）	1億69百万円 （82百万円）	22百万円 （-）	5百万円 （-）	13名 （8名）

- (注) 1. 取締役の人数及び報酬等の額には、2023年6月26日をもって辞任いたしました取締役1名、2023年6月29日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役1名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等については、収益状況をはかる営業利益等及び売上高を指標として採用しており、過去の経営成績を勘案して算出した目標を定め、その支給額は当事業年度の営業利益等、売上高の達成状況等に応じた金額としております。
3. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式）については、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、非金銭報酬等の額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2023年6月29日開催の第76期定時株主総会において年額3億30百万円以内（うち社外取締役分は60百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は4名）でありました。
- また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第74期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は、7名でありました。
5. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第74期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名でありました。
6. 取締役会は、代表取締役社長眞島俊昭に対し、取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に人事・報酬等諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

(3) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取締役	田中 等	弁護士（丸の内南法律事務所）、株式会社SUMCO社外取締役（監査等委員）	<p>当期開催の取締役会15回すべてに出席し、弁護士として法律に関する専門的な知見等に基づき発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬等諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社 外 取締役	西山 茂	早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授、株式会社マクロミル社外取締役（監査委員、報酬委員）、丸紅株式会社社外監査役、日本ハム株式会社社外監査役	<p>当期開催の取締役会15回すべてに出席し、会計や財務に関する専門知識と経験及び知見、また、様々な企業での社外役員等としての豊富な経験に基づき発言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社 外 取締役	長谷川園恵	公認会計士・税理士（はせがわ公認会計士・税理士事務所）、ユニプレス株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社カイテクトロジー社外取締役（監査等委員）	<p>当期開催の取締役会15回すべてに出席し、公認会計士としての会計や財務に関する専門知識と経験及び知見に基づき発言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社 外 取締役	伊藤直哉	東京海上ビジネスサポート株式会社取締役社長	<p>就任後開催の取締役会11回のうち10回に出席し、損害保険会社の役員としての経験及び知見等に基づき発言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取締役 (監査等委員)	稲垣宜昭	—	当期開催の取締役会15回すべてに出席し、これまでの社外での業務を通じて培われた幅広い経験及び知見等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしております。また、当期開催の監査等委員会13回すべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。
社 外 取締役 (監査等委員)	二宮照興	弁護士（丸市綜合法律事務所）、フジ日本精糖株式会社社外監査役	当期開催の取締役会15回すべてに出席し、弁護士として法律に関する専門的な知見等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしております。また、当期開催の監査等委員会13回すべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。
社 外 取締役 (監査等委員)	森 秀文	税理士（森秀文税理士事務所）、中野冷機株式会社社外監査役	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、税理士として税務、財務及び会計に関する専門的な知見等に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしております。また、当期開催の監査等委員会13回のうち12回に出席しており、適宜必要な発言を行っております。

(注) 重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(注)当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2023年6月29日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	仰星監査法人	EY新日本有限責任 監査法人
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円	5百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円	5百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在するTokyo Enesys (Thailand) Co., Ltd.及びAdmiration Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社業務の適正を確保するための体制整備（内部統制システム構築の基本方針）を取締役会で決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った事業運営と企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京エネシスグループ企業行動憲章」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう監督する。また、リスク管理及び企業倫理等、事業運営上の重要課題を審議するため、業務全般を統括管理する事業運営会議等を設置し、適切に運営することで、コンプライアンス経営の徹底を図る。
- ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、従業員に対して、必要に応じて職務遂行の状況について、取締役会への報告を求める。
- ③ 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、取締役会付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
- ④ 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に的確な情報の収集に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会、事業運営会議の議事録その他職務執行に係る情報については、その作成から利活用、保存、廃棄に至るまでを社内規程で定め、適切に管理する。

(3) リスクの管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、東京エネシスグループの事業活動に伴うリスクを定期的に、又は必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映する。また、東京エネシスグループでリスクの管理がなされるよう、社内規程を整備する。
- ② 個々のリスクの管理は、社内規程に従い業務所管箇所が職務遂行の中で管理することを基本とし、複数の所管に跨る場合は、部門間協議の上、組織横断的なタスクチーム等で適切に管理する。

- ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、事業運営会議及びリスク管理委員会において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には、迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
 - ④ 当社事業運営の基盤をなす「品質」・「安全」・「環境」に係るリスクについては、統合マネジメントシステムに従い、リスクアセスメントを徹底し、リスクからの回避に努める。
 - ⑤ 大規模地震・風水害等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。
 - ⑥ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が重点監査項目として定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営管理サイクルを明示するとともに、管理サイクル上の会議体の位置付けを明確にし、経営上の重要事項については、取締役会のほか常務会、事業運営会議、その他の会議体において適宜・適切に審議する等、効率的な意思決定を図る。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役及び従業員がそれぞれ迅速かつ適切にこれを執行する。
 - ③ 情報のセキュリティ確保を前提に、業務執行の効率性向上と適正の確保に資するIT環境の整備を図る。
- (5) 従業員の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 従業員が「東京エネシスグループ企業行動憲章」を遵守するよう、企業倫理統括責任者及び各部署に配置する企業倫理責任者が、中心となりその定着化と徹底を図る。
 - ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については事業運営会議で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い厳重に保護する。
 - ③ 職務遂行に係る社内規程の策定にあたっては、遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等によって当該規程に基づく職務遂行の徹底を図る。
 - ④ 従業員の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務遂行状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。

- (6) 当社及び子会社から成る東京エネシスグループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 「東京エネシスグループ企業行動憲章」の下、東京エネシスグループとして、目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営計画・経営目標として示し、その達成に向け東京エネシスグループをあげて取り組む。
 - ② 職務執行上の重要な事項については、社内規程等を整備し、子会社からの事前協議や営業成績、財務状況その他の重要な情報について、報告を受ける体制を構築する。また、当社取締役と子会社取締役が定期的に意見交換を行うこと等により、東京エネシスグループの経営状況を把握するとともに、東京エネシスグループにおける経営課題の共有と解決に相互が努める。
 - ③ 「企業倫理相談窓口」を東京エネシスグループで利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、東京エネシスグループの業務の適正を確保する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
 監査等委員会の職務を補助する従業員を配置する。ただし、専任・兼任及びその人事に関する事項については、事前に監査等委員会と協議する。
- (8) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、当社の就業規則に従うが、当該従業員への指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
 - ② 監査等委員会の職務を補助する任に兼務で選任された従業員は、監査等委員会の指揮命令に優先的に服するものとする。
- (9) 監査等委員会への報告に関する体制
- ① 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会の求める事項について、必要な報告を行う。
 - ② 子会社の取締役、従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
 - ③ 監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないことを、社内規程に明記する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員が常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。
 - ② 会計監査人及び内部監査組織が、監査等委員会と連携を図るための環境を整える等、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ③ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
東京エネシスグループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、その取引を含めた一切の関係を遮断する。また、取引先に対しては、契約条項に「反社会的勢力の排除」を明記し、その徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行の適正性に対する取り組み状況

当社グループは、「東京エネシスグループ企業行動憲章」の下、人権を尊重し、環境負荷の低減を図り、企業の社会的責任を果たすことで持続可能な社会の実現に貢献するため、より高い次元での道德観、倫理観を持ち行動するよう取り組んでおります。

取締役会に関する事項について、法令、定款、取締役会規程に従い、決議事項・報告事項を明確に定めております。担当する取締役や職務執行者による報告を受けることにより、取締役の職務執行について監督をしており、当期は、取締役会を15回開催しております。また、取締役会に付議する事項も含め経営全般に関する重要事項を審議する常務会を18回開催しております。

取締役会の決定に基づく職務執行について、社内規程において、責任、権限、遵守すべき法令等を明確にし、取締役及び従業員が適正かつ効率的に執行しております。

取締役会等重要会議体の議事録、その他職務執行に係る情報について、法令、文書管理規程等に従い、適切に管理しております。

(2) リスク管理に対する取り組み状況

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクや機会について、日常から認識、評価し適切にリスク管理を推進して事前回避や顕在化時の被害軽減を図るため、代表取締役社長が議長を務める事業運営会議並びにリスク管理委員会を設置、運営しており、当期は事業運営会議を34回、リスク管理委員会を3回開催しております。リスク管理委員会では、「全社大リスクマップ」を作成し、「経営・財務リスク」「業務リスク」「人材リスク」「気候リスク」の分類による現状分析や顕在化したリスクの影響を最小限に抑制するための対応策について協議するなど、各部署の取り組みを総括的に管理しております。

(3) 当社グループにおける業務の適正性・効率性に対する取り組み状況

当社は、「グループ会社管理規程」に従い、当社グループとしての業務の適正性・効率性及び財務報告の信頼性を確保するため、日常的に社内担当部署がグループ会社と事業運営上の重要事項について事前に協議し、職務執行状況、リスク管理等の報告を受けるなど、適切に対応しております。また、当期は、グループ経営会議等を計4回開催し、事業活動の報告を受け課題について検討しております。

当社内部監査部門は、当社とグループ会社の内部監査を計画に基づいて29の事業拠点で実施し、その結果を常務会及び取締役会並びに監査等委員会に直接報告しております。取締役は監査報告を踏まえ、改善を実施し業務の適正を確保しております。

当社グループは、企業倫理の取り組みの一環として、毎年10月を「企業倫理月間」に位置づけ、全社員向けの企業倫理アンケートを実施し、改善策を協議して教育活動や各職場における企業倫理定着活動に役立て、企業倫理意識の向上を図っております。また、取引先企業も利用可能な内部通報制度として、「企業倫理相談窓口」を設置し運用しております。この制度においては相談者に不利益が生じることはないよう「企業倫理推進規程」に明記し、個人情報とプライバシーの保護を徹底しております。

(4) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取り組み状況

監査等委員会の職務補助として、監査等委員会の指揮命令に優先的に服する兼務従業員を配置し、監査等委員会の監査を円滑に遂行できる体制としております。また、「企業倫理相談窓口」に寄せられた相談については、企業倫理推進担当から直接常勤監査等委員に報告され、必要に応じて監査等委員会に適切に情報が共有されるよう、透明かつ円滑な報告体制を構築しております。

監査等委員は、取締役会、常務会、事業運営会議、リスク管理委員会等の重要な会議体に参加し、必要に応じ意見を述べるなど、内部統制システム構築・運用の状況について日常的に情報収集し、監視、検証しており、会計監査人及び内部監査部門との実効的な連携を通じた監査を行っております。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に意見交換を行っております。

(5) 反社会的勢力排除に対する取り組み状況

当社グループは、「東京エネシスグループ企業行動憲章」に基づき、企業倫理への取り組みを行っております。社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、事業所単位においても、暴力団排除対策協議会に参加する取り組みや、取引先企業に対しても、契約条項に「反社会的勢力の排除」を明記するなど、グループ全体での取り組みを強化しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	55,719	流動負債	26,256
現金預金	8,180	支払手形・工事未払金等	8,400
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	36,820	電子記録債務	1,741
電子記録債権	495	短期借入金	992
有価証券	4,116	未払法人税等	998
未成工事支出金	1,436	未払消費税等	5,830
材料貯蔵品	792	契約負債	1,855
その他	3,876	完成工事補償引当金	743
固定資産	51,752	災害損失引当金	0
有形固定資産	(28,343)	工事損失引当金	1,682
建物・構築物	10,696	その他	4,011
機械・運搬具	8,119	固定負債	12,666
工具器具・備品	559	長期借入金	5,952
土地	8,463	繰延税金負債	145
リース資産	6	退職給付に係る負債	5,269
建設仮勘定	498	資産除去債務	842
無形固定資産	(2,444)	その他	455
のれん	161	負債合計	38,923
顧客関連資産	1,562	(純資産の部)	
その他	720	株主資本	64,736
投資その他の資産	(20,965)	資本金	2,881
投資有価証券	16,882	資本剰余金	3,723
長期貸付金	1,970	利益剰余金	59,214
繰延税金資産	1,717	自己株式	△1,083
その他	413	その他の包括利益累計額	3,812
貸倒引当金	△17	その他有価証券評価差額金	3,855
		為替換算調整勘定	△43
資産合計	107,471	純資産合計	68,548
		負債・純資産合計	107,471

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		88,467
売上原価		77,871
売上総利益		10,596
販売費及び一般管理費		6,637
営業利益		3,959
営業外収益		
受取利息及び配当金	230	
為替差益	297	
匿名組合投資利益	377	
デリバティブ評価益	511	
その他	31	1,448
営業外費用		
支払利息	190	
その他	5	195
経常利益		5,212
特別利益		
固定資産売却益	26	
投資有価証券売却益	178	
その他	0	205
特別損失		
固定資産除却損	49	49
税金等調整前当期純利益		5,367
法人税、住民税及び事業税	1,685	
法人税等調整額	411	2,097
当期純利益		3,270
非支配株主に帰属する当期純利益		310
親会社株主に帰属する当期純利益		2,960

連結株主資本等変動計算書
(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,881	3,978	59,025	△1,929	63,955
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,370		△1,370
親会社株主に帰属する当期純利益			2,960		2,960
自 己 株 式 の 取 得				△827	△827
自 己 株 式 の 処 分		6		12	18
自 己 株 式 の 消 却		△261	△1,400	1,662	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△255	189	846	780
当 期 末 残 高	2,881	3,723	59,214	△1,083	64,736

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,379	△75	2,303	△320	65,938
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△1,370
親会社株主に帰属する当期純利益					2,960
自 己 株 式 の 取 得					△827
自 己 株 式 の 処 分					18
自 己 株 式 の 消 却					-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,476	32	1,508	320	1,828
連結会計年度中の変動額合計	1,476	32	1,508	320	2,609
当 期 末 残 高	3,855	△43	3,812	-	68,548

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,051	流動負債	25,535
現金預金	5,560	工事未払金	7,896
受取手形	2	電子記録債権	1,741
完成工事未収入金及び契約資産	35,985	短期借入金	1,568
電子記録債権	494	未払費用	3,180
有価証券	4,116	未払法人税等	923
未成工事支出金	1,091	未払消費税等	5,641
材料貯蔵品	586	契約負債	1,669
前渡金	1,151	完成工事補償引当金	743
その他	4,062	災害損失引当金	0
固定資産	50,855	工事損失引当金	1,553
有形固定資産	(12,244)	その他	617
建物・構築物	4,435	固定負債	12,017
機械・運搬具	397	長期借入金	5,952
工具器具・備品	184	退職給付引当金	5,104
土地	6,813	その他	960
リース資産	222	負債合計	37,552
建設仮勘定	191	(純資産の部)	
無形固定資産	(1,791)	株主資本	62,500
ソフトウェア	42	資本金	2,881
のれん	161	資本剰余金	3,723
顧客関連資産	1,562	資本準備金	3,723
その他	24	利益剰余金	56,978
投資その他の資産	(36,820)	利益準備金	720
投資有価証券	16,420	その他利益剰余金	56,258
関係会社株	436	配当準備積立金	1,000
その他の関係会社有価証券	620	固定資産圧縮積立金	411
長期貸付金	17,415	別途積立金	29,000
繰延税金資産	1,578	繰越利益剰余金	25,847
その他	365	自己株式	△1,083
貸倒引当金	△17	評価・換算差額等	3,855
		その他有価証券評価差額金	3,855
資産合計	103,907	純資産合計	66,355
		負債・純資産合計	103,907

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		84,756
売上原価		75,325
売上総利益		9,430
販売費及び一般管理費		5,671
営業利益		3,759
営業外収益		
受取利息及び配当金	333	
為替差益	318	
匿名組合投資利益	377	
デリバティブ評価益	511	
その他の	11	1,552
営業外費用		
支払利息	191	
その他の	5	196
経常利益		5,115
特別利益		
投資有価証券売却益	178	
その他の	8	186
特別損失		
固定資産売却損	59	
固定資産除却損	31	
関係会社株式評価損	617	708
税引前当期純利益		4,592
法人税、住民税及び事業税	1,547	
法人税等調整額	212	1,760
当期純利益		2,832

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準	備 本 金	そ の 他 本 金	利 準	備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金
			資 剰 余			配 当 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金
当 期 首 残 高	2,881	3,723	255	720	1,000	415	
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩							△3
剰余金の配当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			6				
自己株式の消却			△261				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	△255	－	－	△3	
当 期 末 残 高	2,881	3,723	－	720	1,000	411	

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金					
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			
当 期 首 残 高	29,000	25,781	△1,929	61,847	2,379	64,226
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		3		－		－
剰余金の配当		△1,370		△1,370		△1,370
当 期 純 利 益		2,832		2,832		2,832
自己株式の取得			△827	△827		△827
自己株式の処分			12	18		18
自己株式の消却		△1,400	1,662	－		－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					1,475	1,475
事業年度中の変動額合計	－	65	846	653	1,475	2,128
当 期 末 残 高	29,000	25,847	△1,083	62,500	3,855	66,355

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 東京エネシス
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 金 井 匡 志
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 菅 野 進
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京エネシスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京エネシス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 東京エネシス
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 金 井 匡 志
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 菅 野 進
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京エネシスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、当期の監査計画等に従い、当社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換をはかり、子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持しかつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会の「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社東京エネシス 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）	稲	垣	宜	昭
常勤監査等委員	佐	藤		誠
監査等委員（社外取締役）	二	宮	照	興
監査等委員（社外取締役）	森		秀	文

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」
電 話：03-3440-1111（代表）



交通：JR線・京浜急行線 品川駅（高輪口）より徒歩約3分
※ご来場の際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。